八、寄附行為の変更
九、公告の方法
十、解散の事由
十一、残余財産の帰属
十二、その他必要な事項

役員

一、この法人に次の役員を置く
理事　五人以上七人以内
監事　二人以内
二、理事のうち一人を理事長とし、理事長をもって代表権を有する常務理事とする。
三、役員の選任は、次の通りとする。
理事長　評議員会において選任する。
常務理事　理事長が理事の中から指名する。
理事　評議員会において選任する。
監事　評議員会において選任する。
四、役員の任期は、次の通りとする。
理事　二年
監事　二年
ただし、補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
五、役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
六、役員が、次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。
この場合、その決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行う。
一、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
七、役員に対する報酬は、評議員会において別に定める報酬規程に基づいて支給する。
八、役員が、法人の業務上の事故により死亡し、又は負傷したときは、法人の定める基準に従って、その遺族又は本人に対して、弔慰金又は見舞金を支給することができる。

評議員

一、この法人に評議員会を置く。
二、評議員は、次の者の中から、理事長が選任する。
一、この法人の設立に関与した者
二、この法人の職員
三、この法人の事業に関し学識経験のある者
三、評議員の定数は、十人以上十五人以内とする。
四、評議員の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
ただし、再任を妨げない。
五、評議員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
六、評議員に対する報酬は、支給しない。
七、評議員が、次の各号の一に該当するときは、理事長が解任することができる。
一、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二、職務上の義務違反その他評議員としてふさわしくない行為があったとき。
八、評議員会は、次の事項について決議する。
一、理事及び監事の選任又は解任
二、理事及び監事の報酬
三、事業計画及び収支予算
四、事業報告及び決算
五、寄附行為の変更
六、解散
七、残余財産の処分
八、その他評議員会において決議するものとして定められた事項
九、評議員会は、理事長が招集する。
十、理事長は、評議員会の決議を経て、評議員会を招集する日時、場所、目的及び評議員会に提出する議案の内容を、評議員会の日の一週間前までに、評議員に対して通知しなければならない。
ただし、緊急の場合は、この限りでない。
十一、評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開くことができない。
十二、評議員会の議事は、この寄附行為に特別の定めがあるものを除き、出席した評議員の過半数をもって決する。
可否同数のときは、議長の決するところによる。
十三、評議員会の議長は、その都度、出席した評議員の中から選出する。
十四、評議員会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した評議員のうちから選任された議事録署名人2人以上が、これに署名押印する。
十五、評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

財團